# 令和7年度 神山森林公園フィールドアスレチック解体撤去工事 要求水準書

令和7年9月 徳島県農林水産部林業振興課

# 本書の位置づけ

徳島県では、開園から35年以上が経過し、施設や設備の老朽化が進んだ神山森林公園のリフレッシュを進めるため、一部の施設の撤去・更新を実施すると同時に、園内施設の維持管理計画を策定することを予定している。

このうち、本事業では、老朽化による劣化が目立ち、現在の一般的な安全基準に合致 していないフィールドアスレチックの撤去を行う。

本要求水準書は、令和7年度神山森林公園フィールドアスレチック解体撤去工事の事業者を公募型プロポーザルにより募集・選定するにあたり、当該事業の遂行について、事業者に要求する最低限満たすべき水準を示すものである。

#### 第1節 概要

1. 解体撤去工事の概要

本工事は、アスレチックの倒壊などによる保安上の危険を除去することを目的として、アスレチック並びにこれに附帯する構築物を解体し撤去する工事を行うものである。

# 2. 発注者

徳島県

3. 事業名称

令和7年度神山森林公園フィールドアスレチック解体撤去工事

#### 4. 対象物

- (1)フィールドアスレチック及び付帯施設(看板等)
  - ※順路上の木製階段及び安全柵、電話及び拡声設備は原則除く。
  - ①所 在 地 徳島県立神山森林公園
  - ②住 所 名西郡神山町阿野字方子 285-1 ほか
  - ③地 目 保安林
  - ④主 構 造 木製(保存処理を施した木材を使用)
  - ⑤数 量 フィールドアスレチック40基、付帯施設1式
  - ⑥その他廃棄物の処分費用については本工事範囲内とする。

#### 5. 工事項目

仮設工事、本体・付帯施設解体撤去工事、整地、廃棄物の運搬処分、その他付随工 事

6. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで

#### 7. その他特記事項

当該公園は指定管理者制度により運営しており、指定管理者は徳島中央森林組合となっている。

#### 第2節 一般事項

1. 契約上の基本事項

本要求水準書で記載された事項は、神山森林公園フィールドアスレチック解体撤去工事の基本的内容について定めるものであり、本要求水準書に明記されていない事項であっても、解体撤去上または性質上、当然必要と思われるものについては、全て受注者の責任において補足及び完備させなければならない。

#### 2. 疑 義

本要求水準書に疑義が生じた場合は、徳島県及び受注者で協議の上決定する。ただし、本要求水準書に明示されていない事項であっても工事の施工上当然必要なものは徳島県の指示に従い、受注者の負担で解体撤去するものとする。この場合、請負金額の増額は行わない。また、本工事で、解体撤去工事中または完了した部分であっても、瑕疵が生じた場合は、受注者の責任において変更しなければならない。

## 3. 法令、条例、規則等の遵守及び手続き

受注者は、解体撤去工事の施工にあたり、関係する以下の法令、条例及び規則等を 遵守すること。また、本事業の遂行に関連する基準及び指針等については、本事業の 要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。なお、以下に記載の有無に関わらず 本事業に必要な法令等を遵守すること。なお、適用法令は各業務着手時の最新版を使 用すること。

#### 【法令・施行令・施行規則等】

- (1)消防法
- (2)労働安全衛生法
- (3) 労働基準法
- (4)騒音規制法
- (5)振動規制法
- (6)建築基準法
- (7)建築士法
- (8)建設業法
- (9)廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (10)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (11)大気汚染防止法
- (12)森林法
- (13)その他、本事業の遂行に関連する法令・施行令・施行規則・条例等

#### 第3節 要求水準

- 1. 解体撤去工事
- (1) 一般的要件
  - ①関係法令、規則、諸通達を遵守し、安全かつ適正な解体撤去工事を受注者の責任 において実施し、工期内に完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は 速やかに修正を行い、再検査に合格したのち、引き渡しを行うこと。
  - ②施工期間中は、工事の施工に伴う事故及び災害の防止に努めること。
  - ③火気を使用する作業を実施する際は、火気取扱いに十分注意するとともに、作業場の養生、消火設備の設置等、火災防止の徹底を図ること。
  - ④騒音・振動に関して、県が必要と判断する場合、その保全対策を実施すること。

- ⑤施工期間中において、公園、周辺道路、民家、河川等へのほこり・土砂等の飛 散、流出に注意するとともに定期的に道路及びその周辺の清掃を行うなど周辺環境 の保全に十分配慮すること。
- ⑥高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意すること。
- ⑦施工に要する重機等の搬入のために、既設の構築物等の改変を要する場合は、県 の承諾のもと受注者の責任及び費用負担により行い、工期内に復旧すること。
- ⑧施工に際し、工事現場周辺の架空線の移設を要する場合は、県の承諾のもと受注 者の責任及び費用負担により行うこと。
- ⑨施工期間中において、周辺の第三者の敷地の使用又は財産等の改変を要する場合は、県及び所有者の承諾のもと受注者の責任及び費用負担により行い、必要に応じて工期内に復旧すること。
- ⑩施工に際し、周辺の財産等を損傷しないよう十分に注意して解体撤去工事等を行うこと。万一損傷した場合は、速やかに県に報告するとともに、県の指示に従い、 受注者の責任及び費用負担により復旧すること。
- ①施工期間中において事故があったときは、所要の措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過並びに被害の内容について速やかに県に報告すること。また、作業従事者及び第三者と受注者間の事故に対し、県は何ら責任を負わない。
- ⑩施工の範囲と定められた箇所で、県が施工後容易に点検できない箇所は、その施工過程において県の立会いを求めなければならない。ただし、やむを得ない場合は、写真等をもって代行することができる。
- ③受注者が本要求水準書の定めを守らないために生じた事故は、工事中及び工事完 了後であっても受注者の負担において処理しなければならない。
- (4) 上記に加え、建築物解体工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) に準ずるほか、特記仕様書のとおりとすること。

#### (2) アスレチック等の解体撤去

- ①解体撤去工事の着手については県及び公園指定管理者(以下「施設管理者」という。)と打ち合わせの上、施工するものとする。
- ②すべての対象物を解体撤去すること。ただし、そのほか県が解体撤去を必要もしくは不要としたものについてはこの限りでない。なお、存置の対象となるのは、コンクリート構造体等の有害物を含まない安定した性状のものに限られる。
- ③アスレチックの地下工作物を存置する場合、「既存地下工作物の取り扱いに関するガイドライン」における「3.2 既存地下工作物の取扱いに係る判断」に基づいた 措置を取るとともに、次のすべての条件を満たすこと。
  - ア 存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない。
  - イ 対象物は「既存杭」「既存地下駆体」「山留め壁等」のいずれかである。
  - ウ 地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない。
  - エ 関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す。
- ④対象物の解体にあたっては、必要に応じ躯体の崩落を防ぐための補強を行う。
- ⑤解体撤去後の敷地は、本敷地の範囲において整地を行うこと。
- ⑥付帯施設の撤去を必要な手続きを経て行うこと。撤去後の処理方法についてはキャップ止めやプラグ止め等県の指示に従うこと。ただし、県が不要と判断したもの

についてはこの限りでない。

#### (3) 廃棄物の処理

- ①解体によって生じた廃棄物は、有毒性・環境保全に配慮し、関係法令に基づき適 正に分別、処理すること。
- ②廃棄物の積み替え等に要する敷地の借り上げは、受注者の責任及び費用負担により行うこと。

#### (4)工事用電力、水道等

施工期間中に要する工事用電力、用水等は受注者の負担において用意すること。

#### (5) 現場作業日・作業時間

- ①現場作業日・時間は、施設管理者と打ち合わせの上決定する。
- ②現場作業日及び作業時間によらず、大きな騒音、振動を伴う作業を実施する際は、事前に施設管理者と協議する。

#### (6) 工事現場の管理

- ①建設業法等に規定されている現場標識を適切な場所に掲示すること。
- ②施工期間中、常に工事日誌等を整備された状態とすること。
- ③工事範囲内には、みだりに人が入れないよう仮囲いを施すこと。また、解体撤去 時の防音及び防塵のため、必要な措置を講じること。
- ④工事現場周辺に現場事務所及び作業員詰所等を設営する場合は、位置、期間を明らかにしたうえで、事前に施設管理者に報告すること。
- ⑤工事現場及びその周辺での喫煙は、不可とする。
- ⑥工事用車両の駐車場及び資材置場等は、その位置を明らかにしたうえで、事前に 施設管理者と協議すること。
- ⑦工事用車両は交通ルールを厳守し、公園内や近隣地域において、交通事故、交通 障害等が発生しないように十分留意すること。
- ⑧解体撤去工事等の工程上または施工上において、公園利用者の通行に支障が生じないよう施設管理者と協議の上必要な処置を講じること。
- ⑨安全の確保を必要とする場所には、交通誘導員を配置し、県の指示に従い標識及び安全灯等を設置すること。

#### (7) 瑕疵担保

解体撤去工事に係る瑕疵担保期間は解体撤去工事完了後1年間とし、瑕疵担保期間 中に生じた瑕疵は、受注者が無償で補修すること。

#### (8)業務関連書類の作成

受注者は、工事提出書類について監督員と十分に協議して作成し、県が定める期日 までに提出すること。

# 2. その他付随工事

#### (1)事前調査業務

①着手前に、業務期間中における手戻りが発生しないよう現地調査を適切に実施 し、想定する工法等に関して施設管理者と十分協議して施工計画を策定すること。

- ②重機の搬入作業等に伴う規制など、公園利用に著しく影響する作業については、 施設管理者と協議して対応を検討した上で、施設管理者の確認を得ること。
- ③受注者は、本工事の着手前、各工程における作業状況、解体材の分別状況、廃棄物の運搬・処分状況、完了時について、監督員の指示により撮影すること。

#### (2) 各種関係機関等との調整業務

- ①本工事の着手に先立ち、監督員と協議の上、公園利用者等に対して「工事のお知らせ」等を配布し、周知すること。
- ②施工期間中に支障となりうる地中障害及び設備等がある場合は、工事の着手前に 県と協議すること。なお、当該工事に伴い発生する費用の負担は、県及び受注者の 協議により決定する。
- ③各種関係機関との調整において、県の協力が必要な場合、県は必要に応じこれに 協力する。
- ④受注者の責任及び費用において、施工業務遂行による公園利用者が受ける影響を 検討し、合理的な範囲の対策を実施すること。また、利用者からの苦情等について は、受注者の責任において、県と協議を行い適切に対処すること。

## (3)申請業務

施工にあたり必要な申請又は届出は、受注者の責任及び費用負担により行う。